

2026年8月28日

第2回専門部会での審議に向けた意見

専門部会委員 市橋 博

(障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会 会長)

【質問事項】

後日でよいので、以下の質問に対する回答をお願いします。

1. 資料4「地域におけるサービス等提供体制について」

(1) 2ページ「重度障害者の利用者数」のグラフについて

令和5年度に比べ、令和7年度には1000人以上増えているというのは、素晴らしい実績だと思います。この「重度」は、医療的ケアの方、強度行動障害の方が含まれているのだと思いますが、現計画の中では、「(グループホームの) 全体の数は増加しているものの、強度行動障害を有する障害者医療的ケアが必要な障害者が利用できるグループホームは十分ではありません」と分析していたことを考えるとすごい数だと考えられます。

Q1. 念のため、「重度」はどのような方をあらわしたものになりますか。

Q2. 「1000人増えたこと」の内訳や実態を詳しく教えてください。

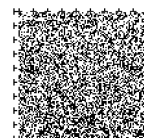
(2) 3ページ「年齢別・障害支援区分別利用者数の推移」のグラフについて

ここでは、障害支援区分3までの方と、4から6の方にわけてグループホームの利用人数をグラフで表しています。

ここでより重度となる支援区分4から6の人数は、令和5年度7,555人から令和7年度9,156人と、1,601人増えています。

Q3. この1,601人増えた内訳(区分4、5、6のそれぞれの人数)を教えてください。

Q4. 上記2ページの「重度障害者の利用数」と、この「支援区分別4から6の利用者数」は、そもそも違う概念になるのでしょうか。そこで合わせて言えることはあるのか(たとえば、区分6の方の利用も増えているが、支援区分4の方の利用は大きく増えた傾向がある、とか)、福祉局はどう分析しているのか教えてください。



2. 資料5－1「施設から地域移行について」

(1) 2ページ「地域生活移行者数の状況（令和7年度末）」について

令和7年度末まで（3年間）に施設から地域移行した196人のことを、いろいろな指標で人数を出しています。

Q5. これを見ると、区分4から区分6までの方の移行が進んでいると判断できます。

区分の大きい方の施設入所が多いことが考えられるので、その絶対数からそういう傾向もあるのでしょうか、その他に理由はあるのでしょうか。わかれば教えてください。

Q6. 移行先として、家庭への移行が比較的多い状況ですが、その場合の支援の状況についてはどのようになっていますか。報告されていることがあれば教えてください。わからなければ、ぜひ調べて下さい。

Q7. 上記の区分4から区分6の方のそれぞれの移行先別について、教えてください。

(2) 資料5－1の1ページから4ページのグラフ・表について

Q8. その中で「都内施設」「都外施設」別の人数を教えてください。

3. 資料6－1「一般就労に向けた取組」

(1) 2ページ⑤「登録者で新規就職した方のうち6月以内離職者数」の表について

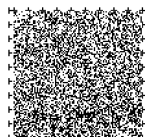
Q9. 「その他」の障害者とは、どのような方たちなのか具体的に教えてください。

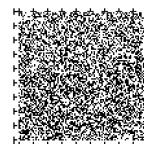
Q10. 平均して約10%の離職率ということに対する、区市町村障害者就労支援センターのとらえについて、何か声があれば教えてください。

(2) 資料にはないのですが、現計画には、重度障害者等就労支援特別事業について、「就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握したうえで、特別事業の的確な実施について検討を行い、必要な支援体制を整えることが必要です。」と書かれています。

Q11. 令和2年10月に開始されて以降の、この事業の実施状況を教えてください。

Q12. この事業に対する、利用者からの声などがあれば教えてください。





【審議に際しての意見】

Ⅰ. 「施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり」に関して

＜意見Ⅰ＞重度障害者をグループホームに受け入れるための「グループホーム体制強化支援事業」については、必要なことだがこれでは肝心の人員増が十分できない実態がある。「予算面でのさらなる充実を求めながら、重度障害者の受け入れを促進していく」ことを計画に明記すべきである。

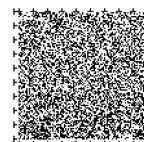
＜理由＞第Ⅰ回専門部会でも述べたが、福祉人材の確保定着は深刻な課題である。国全体ではその他の産業平均に比べ月額８万円以上の劣悪な待遇となっていて、都ではさらにその差は拡大している。その中で、特に専門的な配慮が必要になってくる福祉現場で働く方の確保のためには、さらに必要十分な待遇面の保障が絶対条件と考えられる。資料４の７ページの「重度障害者の受け入れ促進に向けた主な取組」の支援事業で示されている上限額では、支援に必要な職員の配置が難しい場合が多い。

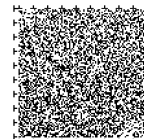
＜意見Ⅱ＞今回の計画にあたっては、東京都は、施設入所希望の実態調査をおこなうことを明記すること。さらに、施設から地域への移行や施設入所者定員減の目標数については、実態調査をふまえた審議を保障するため、今回は示さないこと。

＜理由＞どこで暮らし、生きていくかは、何より当事者とその支援者（保護者）の意向が尊重されるべきである。その選択の一つとして、現在も施設入所は必要と考える。施設から地域への移行や施設入所者定員減の目標数をたてる前に、今どのくらいの人が地域や家庭での生活に困難を抱えて、選択肢の一つとして施設入所を希望しているのか、それを明らかにしてから、今後の施設のあり方、地域移行の論議をするべきであると考えます。

＜意見Ⅲ＞現計画にある「地域生活支援拠点等の整備」については、都は区市町村の状況の把握と好事例の紹介をするという記述だけとなっているが、新計画ではさらに都が主体的積極的に区市町村を支援していくことが求められる。

＜理由＞厚生労働省通知で述べられている「地域生活支援拠点等に必要な機能（具体的内容）」をふまえた時に、現在地域自治体で行っている内容は、事業所のみなさんなどの努力にもかかわらず、実効性のある仕組みになっていない場合が多い。専任職員を置くことができず、事業所の職員が兼ねている場合が多い状況。専任職員や緊急受け入れ態勢、地域連携のための財源が十分でなければ、短期入所、緊急受け入れ、体験利用などにしっかり対応できない。都と区市町村の支援をさらに拡大する方向で考えてほしい。





<意見4>現計画にある障害福祉サービス等の質の確保・向上についての十分な審議を求める。最低限、都による運営指導・監査を充実させなければならない。新計画の中では運営指導・監査の実施率についても、数値目標を示していくこと。

<理由>いうまでもなく、サービスの質の向上は、人権の保障上最重要な事項である。そしてそれは、事業者に求められるものでもあると同時に、都や区市町村の大きな責任でもある。これまでも、社会的に問題となる事件が多発している状況の中、安心して支援やサービスを受けられる施策を、この協議会で論議し、新しい計画の中に反映させていきたい。

現計画では「事業者等に対する指導検査」「福祉サービス第三者評価制度」の項目をあげている。少なくとも、この項目についての実績を明らかにして、評価しなければならないと考える。

特に、事業者等に対する指導検査については、都の実施率は以上に低い状況だと聞いている。国はおおむね3年に一度（つまり毎年33.3%の実施率となる）実施すべきとしているが、厚生労働省の資料では、東京都の実施率は事業所総数に対して1%前後の数字となっている。

都は区市町村が独自に運営指導等を実施することを考えているようだが、区市町村は事業所の指定権限を持たない場合がほとんどで、行政処分はできないという。都と区の役割分担を明確にしながら、東京都における運営指導・監査の充実に向けた施策の確立が求められる。

<意見5>障害者の地域での生活を支えるために、障害者の生活実態をみながら、「手当」「医療費助成」など経済的な支援策も視野に入れていく必要があることを、新計画には反映させること。

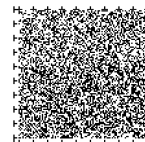
<理由>現在、物価が高騰し、生活に大きな影響を与えていることは周知の事実である。しかし、障害者の収入は、年金や手当などがほとんど上がらず、また賃金や工賃も十分なものとはなっていない。地域生活への移行を求めるならば、地域で生活していけるだけの経済的な基盤作りも併せて行う必要がある。東京都の心身障害者手当は、約30年間増額されないままである。

2. 「施策目標Ⅳ 生き生きと働ける社会の実現」に関して

<意見6>障害者雇用の現状として、障害者雇用率の達成状況および今後の課題については、民間だけでなく、東京都および各自治体の雇用率にも触れて述べていくこと。

<理由>現計画では、「一般就労に向けた支援の充実」という項で、障害者雇用の現状として、都内の民間企業における障害者雇用率の表を載せている。一方、「事業299 障害者雇用の促進」においては、「障害者がその訂正と能力に応じて公務に就く





機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考の実施や知的障害者を対象に、非常勤職員から常勤職員へステップアップする雇用の枠組みを設けるなど、計画的な雇用の促進に努める」と自治体が主体となって行うことを述べている。

公民両者の障害者雇用の実態と課題を新計画に載せていくことで、今後一層の一般就労も進むきっかけとすることができると考える。

<意見7> 「就労定着支援」事業および「就労選択支援」事業ともに、その機能を生かす連携体制づくりを実現するために、東京都が今以上に責任をもっておこなうことが必要。

<理由> どちらの事業にも、現場の事業所職員が兼務で行い、努力と負担によって支えられている状況が多いように思われる。報酬単価（加算）が低く、人員配置も十分でない中で、企業等との連携や事業所間の連携、生活面の課題まで支える体制は厳しい状況だ。企業側への障害理解推進など、東京都が自治体や事業所任せにしないで、さらに積極的に行う必要がある。

<意見8> 「就労選択支援」にあたっては、本人の意思と希望を最優先することを保障することを、あらためて明らかにすること。

<理由> 実際の支援の中で、障害者本人の意思よりも、B型などの福祉的就労を必要とする方に対して利用を妨げる方向で進む危険性があげられている。アセスメント結果を本人にわかりやすく説明し、その際不服申請や再検討の機会を保障することも重要。

<意見9> 福祉就労における工賃向上の課題については、最低賃金の上昇も考慮しながら、東京都が引き続き諸施策を着実にすすめていくことが重要である。

<理由> 障害者優先調達推進法により、東京都は障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務がある。その点で、東京都の障害者就労施設などから物品等の調達の実績についても、その推移を分析する必要がある。

